

代表者 殿

中小企業庁長官

### 親事業者との取引に関する調査について

中小企業庁は、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）を運用しています。

このたび、親事業者から提出された下請事業者名簿から無作為に抽出した結果、貴社に本調査への協力を依頼することとなりましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領にて御協力くださいますようお願いいたします。（本調査で「親事業者」とは、下請代金法上の親事業者に該当する事業者を指し、貴社との資本関係の有無などに関係ありません。詳細は3ページを御参照ください。）

貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の親事業者に知らせることは一切ありません。また、貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありませんので、ありのままの事実を回答してください。

この調査に関して、親事業者から回答内容について指示を受けたり、回答用紙の写しを提出するよう求められたりした場合は、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

#### 記

- 1 提出物 同封の「回答用紙（平成25下②）」（以下「回答用紙」といいます。）
- 2 調査対象期間 平成24年9月から平成25年8月までの取引
- 3 提出期限 平成26年2月28日（金）
- 4 提出方法 同封の返信用封筒を御利用ください。
- 5 留意事項

- (1) 今回の調査対象の親事業者は、回答用紙の中ほどの点線枠内に記載してあります。
- (2) 調査対象の親事業者と調査対象期間中に下請取引を行っていない、又は下請代金法上の問題がない場合は、回答は不要です。その場合、調査書類は廃棄していただいても問題ありません。
- (3) 調査対象の親事業者以外の親事業者との取引において、下請代金法に違反していると思われる行為がある場合、本冊子の11～12ページにある記載例を参考にして、回答用紙裏面の自由記載欄に記載し提出してください。

#### 6 問い合わせ先

下請取引調査事務局 電話03-5324-1070

受付時間 土日祝日を除く 9:00～18:00

今回の調査について中小企業庁ホームページに掲載しております。

【トップページ】→【新着情報（過去の新着情報）】→【平成25年度親請事業者との取引に関する調査を実施します】（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2014/140129ShitaukeSearch.htm>）

## 回答の前にお読みください

御回答いただく内容は、下請代金法違反行為を発見するための大変貴重な情報となります。このため、中小企業庁は情報の取扱いには細心の注意を払っています。親事業者に対し実際に調査を行う場合には、情報源が親事業者に決して知られることのないよう十分に注意して行っておりますので、安心してありのままの事実を回答してください。

(1) 調査対象期間（平成24年9月から平成25年8月まで）に発注（委託）を受けた下請取引の状況について回答してください。

(2) 回答選択肢の中に該当するものが複数ある場合には、**該当する記号のすべてに○印**を付けてください。

なお、親事業者からの受託内容によっては、回答の必要がない設問も含まれていません。

(3) 後日、御回答いただいた内容について、中小企業庁及び経済産業局等の担当者が照会する場合があります。回答作成担当者は、**設問の冊子及び作成した回答用紙の写しを必ず保管してください。**

(4) 中小企業庁における下請代金法の運用状況

中小企業庁は、平成24年度において、今回のような定期書面調査等を情報源として、親事業者1,035社に対して是正を求める措置を執り、9,011社に注意文書を発出しました。下請代金の減額・支払遅延を行っていた親事業者に違反額の返還等を指導し、289社から計約13億円が支払われました。下請事業者と十分な協議を行うことなく、不当に低い下請代金の額を一方向的に定めていた下請取引31件に対し、下請代金の額を定める際には下請事業者と十分に協議を行うよう求めました。

※更に詳しい情報は、中小企業庁HPの「経営サポート「取引・官公需支援」」を御覧ください。

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

## インターネットを利用した回答の提出について

今回の調査より、e-Gov（電子政府の総合窓口）を利用して回答を提出することができません。

つきましては、同封の返信用封筒に御記入の上、提出してください。

今回の調査対象の親事業者は回答紙の中ほどの点線枠内に記載してあります。

下の図は、他の親事業者の行為について情報提供いただける場合に、その親事業者が貴社にとって下請代金法上の親事業者に該当するか否かを確認するために利用してください。

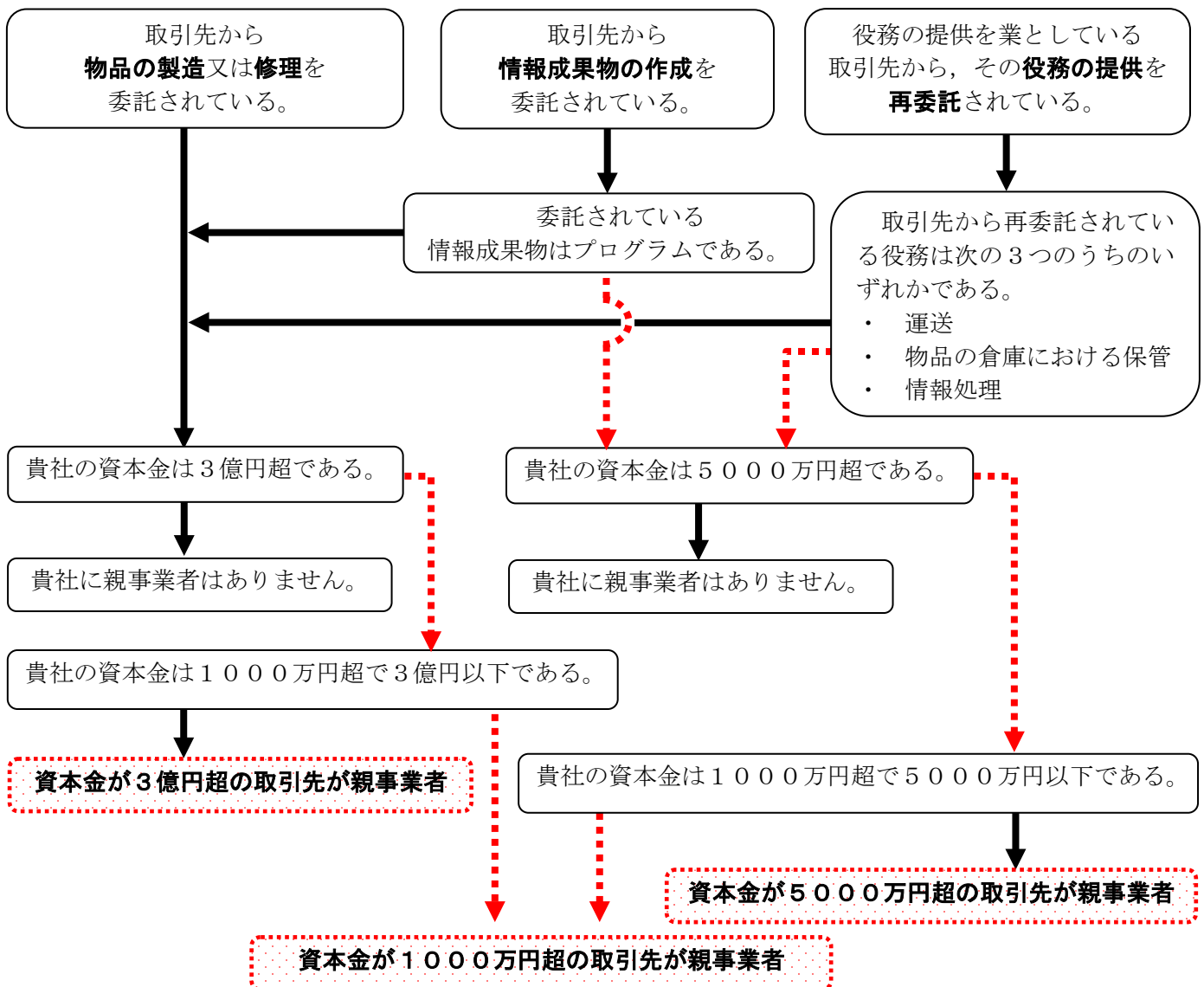
## 親事業者と下請事業者の範囲

下請代金法が適用される範囲は、①取引（委託）の内容、②取引当事者の資本金（出資金等を含む。以下同じ。）の額の大小という2つの条件により決められています。

点線枠の箇所に到達した場合、そこに記載してある資本金の範囲の取引先が貴社にとっての下請代金法の適用を受ける親事業者になります。

取引先からの委託内容が、物品の製造（加工を含む。以下同じ。）、修理、情報成果物の作成又は役務の提供の4種類のいずれにも該当しない場合には、貴社に親事業者はありません。

はい →  
いいえ →



(注1) 資本金が「3億円超」とは、資本金の額が3億円を超えている（3億円ちょうどは含まない。）ことであり、資本金が「3億円以下」とは、資本金の額が3億円を下回る（3億円ちょうどを含む。）ことをいいます。

(注2) 建設工事は建設業法が適用されるため本法の適用外となります。また、労働者派遣法に基づく労働者の派遣に関しても委託取引と異なるため、本法の適用外となります。